

外国人の子ども的高校卒業後の「在留資格&進路」フローチャート

START

あなたの在留資格は
なんですか？

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・定住者
- ・永住者の配偶者等

いまの在留資格で、進学することも、はたらくこともできます
(どんな仕事もできます)
永住者でない人は、永住申請がいつごろできるか、
チェックしてみましょう



「家族滞在」

(親が会社員・調理師・
経営者など就労系の在留資格)

【永住許可申請のポイント】※家族と一緒に申請ができると良い

- ・父又は母が、居住要件(10年以上)をみたしている
 - ・一緒に申請する家族の在留期間が、「3年」・「5年」ある
 - ・素行要件(在留の状況、法令違反等)
 - ・世帯の収入額、納税・社会保険(年金・健康保険 2年分)の支払状況
- 審査は1年くらいかかることもあります。早めに準備が必要です

はい

永住許可申請は
できそうですか？

いいえ

はたらく

高校卒業後、
どうしますか？

「家族滞在」では
「資格外活動許可」
をとっても
週28時間しか
はたらけない

勉強したい

進学(大学・短大・専門学校等)

「家族滞在」のまま
進学するのはOK

在留資格を変える
必要性はありますか？
例:親が帰国する
例:奨学金をもらう

ある

「留学」に変更する

起業する→「**経営・管理**」
資本金、経営能力必要

介護福祉士→「**介護**」
資格が必要

エンジニア・SE・会計・貿易・通訳・翻訳・デザインなど
→「**技術・人文知識・国際業務**」
学術的・専門的知識が必要。学歴や実務経験が必要

弁護士・司法書士・土地家屋調査士・外国法事務弁護士・公認会計士
外国公認会計士・税理士・社労士・弁理士・海事代理士・行政書士
→「**法律・会計**」 資格が必要

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師
歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士
視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士→「**医療**」 資格が必要

高校卒業による
在留資格変更



18歳になる前に入国
日本の高校を卒業
(夜間・定時制・
通信制の学校を含む)

小学校・中学校
・高校を卒業

会社から**内定**をもらう
(週28時間をこえてはたらく)
→「**定住者**」
・どんな仕事もできます

中学校・高校を卒業
高校から入学し卒業

会社から**内定**をもらう
(週28時間をこえてはたらく)
→「**特定活動**」
・親の身元保証が必要
・どんな仕事もできます(風俗営業以外)

海外の高校から
高校に編入し、卒業

高校に編入した場合:
日本語能力試験(N2)等の合格必要

18歳すぎてから入国 or 高校中退など

「家族滞在」のまま
or 「特定技能」など
学歴要件・年齢要件等を
考慮した**在留資格**

高校卒業は
大事!



大学・短大・専門学校等を卒業した後に、はたらくとき:
18歳になる前に入国して、日本の高校を卒業していれば
「**定住者**」・「**特定活動**」へ変えることもできる!

卒業→「**はたらく**」

仕事内容によって
在留資格が変わる

専門的職業のいくつかは、その在留資格がない。
例 調理系(調理師・製菓・パン)
美容系(美容師・理容師・メイクなど)
保育士・動物関係・トリマー
医療系(鍼灸・マッサージ師・歯科技工士)

人手不足の特定産業分野の業種→「**特定技能1号**」(通算5年)
(建設業、製造業、外食業、飲食品料製造、宿泊業、介護など)
特定技能1号評価試験・日本語能力試験(N4)等の合格が必要
学歴要件なし・18歳以上

実務経験・特定技能2号評価試験等の合格が必要
→「**特定技能2号**」(期限なし)

日本語を必要とする業務→「**特定活動(46号)**」
日本の大学・大学院・短大・高専・一部の専門学校を卒業
日本語能力試験(N1)等の合格が必要
日本語を使い、大学等で学んだことをいかせる業務につく場合
例:外食業・宿泊業の接客、製造業・工場のライン業務、
店舗での接客販売、タクシードライバー等

「家族滞在」の在留資格の子どもたちへ ～知っておくといいこと～



外国籍の人が日本でくらすためには、「在留資格」が必要です。
在留資格ごとに、どんな活動ができるか決まっています。
もし、あなたが「家族滞在」の在留資格であれば、親の扶養を受けて
「学校で教育を受けること」はみとめられています。でも、原則
働くことができません。アルバイトの許可（資格外活動許可）を
うければ、週に28時間以内なら、働くことができます。
でも、ずっとそのままでは、将来、こまりますね。

日本に長く住む「家族滞在」の子どもたちのために入管のルールが変わりました！

18歳になる前に来日し、「日本の高校」まで卒業した場合、仕事が見つかったら働く時間や仕事の内容（活動）に制限がない在留資格「定住者」や「特定活動」に変更することができるようになりました！週に28時間をこえて、働くことができます。



そして「家族滞在」の在留資格のまま、大学・短大・専門学校に進学することもできます。卒業後は、学んだ専門的な知識・技術をいかすことができる仕事を見つけ、仕事の内容（活動）に合う在留資格に変更してください。



あなたの「夢」は何ですか？フローチャートを使って、在留資格と進路を考えてみましょう！
わからないことは【神奈川県行政書士会国際部 5か国語無料電話相談】にお電話ください。

TEL:045-227-5560 月・水・金 13:30-16:30

がいこくじんの子ども の ビザ・フローチャート

START

あなたのビザは
なんですか？

えいじゅうしゃ
・永住者
にほんじん はいくうしゃどう
・日本人の配偶者等
ていじゅうしゃ
・定住者
えいじゅうしゃ はいくうしゃどう
・永住者の配偶者等

しんがく
進学することも、はたらくことも できます
しごと
どんな仕事もできます

えいじゅうしんせい み
永住申請はいつできますか？ 見てみましょう！

かぞくたいざい
「家族滞在」
おや かいしゃいん しやちよう
親が、会社員、コック・社長などの子ども

えいじゅうしんせい かぞく
【永住申請】 家族でいっしょに するといい ※1年くらいかかります。
・父または母が10年よりながく日本にいますか？ ・ビザが「3年」か「5年」ありますか？
・ほりつを まもっていますか？
・「ぜいきん・ねんきん・けんこうほけん」をはらっていますか？

えいじゅう しんせい
永住申請 できますか？

にほん こうこう そつぎよう
日本の高校を卒業
⇒ビザをかえることができます！



さい らいにち
・18歳になるまえ に来日
にほん こうこう そつぎよう
・日本の高校を卒業した人
ていじせい つうしんせい
定時制・通信制もOK

しょうがっこう ちゅうがっこう
小学校・中学校
こうこう そつぎよう
・高校を卒業

しごと
仕事を みつけます
(週28時間をこえてはたらく)
ていじゅうしゃ
⇒「定住者」
しごと
・どんな仕事もできます

いいえ
はたらく
こうこう そつぎよう
高校を卒業したら、
どうしますか？
「家族滞在」は、
はたらけません！
「資格外活動許可」を
もらっても
週28時間までです

ちゅうがっこう こうこう そつぎよう
中学校・高校を卒業
こうこう はい そつぎよう
高校から入って卒業

しごと
仕事を みつけます
(週28時間をこえてはたらく)
⇒「特定活動」
しごと
・どんな仕事もできます(バー、スナック、パチンコ店等はダメ)
おや こ
・親は 子の「みもとほしよう」を します
とちゅう こうこう
・途中から 高校にはいったとき
にほんご のうりよくしけん こうかく
日本語能力試験(N2)等 に 合格

しんがく
進学 する
だいがく たんだい せんもんがっこう
大学・短大・専門学校

さい にほん き こうこう
18歳すぎて、日本に来た or 高校をやめた

かぞくたいざい
「家族滞在」のまま
とくていぎのう
or 「特定技能」など

こうこう そつぎよう
高校 卒業 は
だいじ
大事です！



「家族滞在」のビザで
しんがく
進学 できます

ビザを かえたいですか？
おや くに
・親が 国にかえる
しょうがくきん
・奨学金を もうしこむ

いいえ
かぞくたいざい
「家族滞在」のビザのまま
だいがく たんだい せんもんがっこう
大学・短大・専門学校に いく

だいがく たんだい せんもんがっこうとう そつぎよう あと
大学・短大・専門学校等を卒業した後に、はたらく：
さい まえ にほん き
18歳になる前に日本に来て、日本の高校を卒業している
ていじゅうしゃ とくていかつどう
⇒「定住者」・「特定活動」へ かえることもできます！

はい
ビザを「留学」に
かえます

そつぎよう
卒業 ⇒ はたらく
しごと ないよう
仕事の内容 で ビザが
かわります！

しごと
ビザ がない仕事があります
れい ちようりし かし びようし りようし ほんくし
例 調理師・お菓子・パン・美容師・理容師・メイク・保育士・
どうぶつかんけい しんきゅう しかぎこうし
動物関係・トリマー・鍼灸・マッサージ・歯科技工士など

しゃちよう けいえい かんり
社長 ⇒「経営・管理」
しほんきん けいえいする力

かいご ふくし かいご しかく
介護福祉士⇒「介護」 ※資格

ひと たりない ぎょうしゆ とくていぎのう
人が足りない業種 ⇒「特定技能1号(5年まで)」
けんせつ せいぞう がいしよく いんしよくりようひん しゆくはく かいご
建設・製造・外食・飲食料品製造、宿泊・介護等
とくていぎのう ひようかしけん にほんごのうりよくしけん こうかく
特定技能1号評価試験・日本語能力試験(N4)等に合格
さいいしぎよう
※18歳以上、高校を卒業していなくてもいい

かいけい ほうえき ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ
エンジニア・SE・会計・貿易 ⇒「技術・人文知識・国際業務」
つうやく・ほんやく べんきよう ちしき けいけん
通訳・翻訳・デザイン など 勉強した知識・はたらいた経験

とくていぎのう こう ひようかしけん こうかく とくていぎのう こう きげん
特定技能2号評価試験等に合格 ⇒「特定技能2号(期限なし)」

べんごし しほうしよし とちかおくちようさし がいこくほうじむべんごし こうにんかいけいし
弁護士・司法書士・土地家屋調査士・外国法事務弁護士・公認会計士・
がいこくこうにんかいけいし せいりし しゃらうし べんりし かいじだいりし ぎょうせいしよし
外国公認会計士・税理士・社労士・弁理士・海事代理人・行政書士
ほうりつ かいけい しかく
⇒「法律・会計」 ※資格

にほんご しごと→ とくていかつどう こう
日本語をつかう仕事 ⇒「特定活動 46号」
にほん だいがく だいがくいん たんだい こうせん せんもんがっこう いちぶ そつぎよう
日本の大学・大学院・短大・高専・専門学校(一部)を卒業
にほんごのうりよくしけん こうかく
日本語能力試験(N1)に合格
こうじやう ほんばい
例: レストラン、ホテル、工場、販売、タクシードライバー など

いし しかいし やくざいし ほけんし じよさんし かんごし じゅんかんごし しかいせいし
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士
しんりようほうしやせんぎし りがくりようほうし さぎょうりようほうし しろうこんれんし
診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士
りんしやうこうがくし、ぎしぞうくし いたりよう しかく
臨床工学士、義肢装具士 ⇒「医療」 ※資格

「かぞくたいざい」のざいりゅうしかくのこどもたちへ ~いいおしらせ~



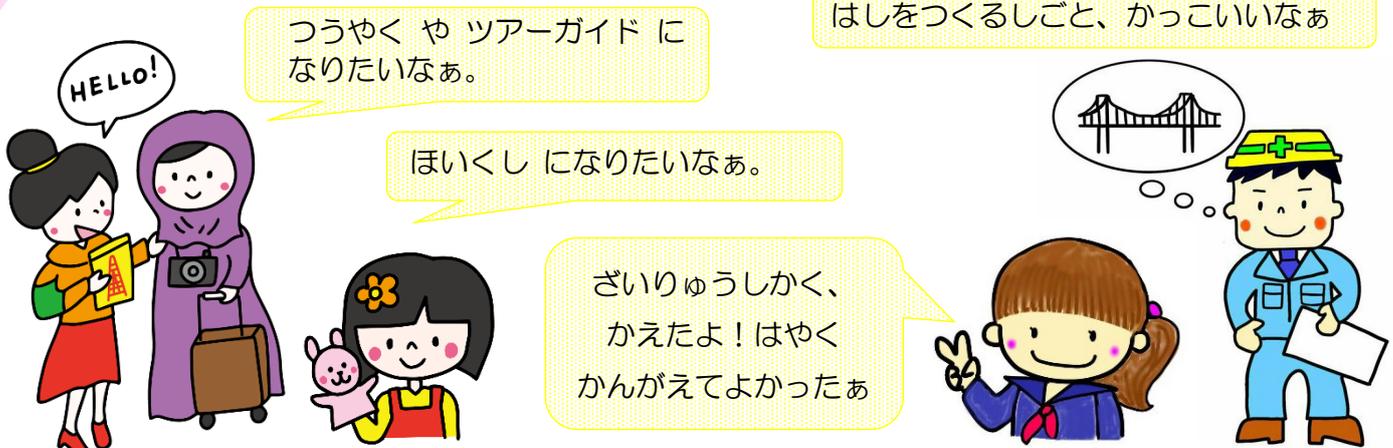
がいこくせきのひとは にほんにすむとき、ざいりゅうしかくがひつようです。ざいりゅうしかくには、きまりがあります。「かぞくたいざい」の子どもは、「がっこうでべんきょうすること」ができます。でも、はたらくことができません。アルバイトのきよか（しかくがいかつどうきよか）をもらえば、1しゅうかんに28じかんいなしなら、はたらくことができます。でも、こうこうをそつぎょうしても、ずっとアルバイトでは、こまりますね。

にほんにながくすむ「かぞくたいざい」のこどものためにルールがかわりました

にほんのこうこうをそつぎょうして、はたらきたいとき、しごとがみつかったら、ざいりゅうしかくを「ていじゅうしゃ」や「とくていかつどう」にかえることができます。このざいりゅうしかくは、しごとのないよう（かつどう）がきめられていません。そして、1しゅうかんに28じかんをこえて、はたらくことができます！

(※18さいになるまえににほんにきていることがひつようです。)

「かぞくたいざい」のざいりゅうしかくのまま、だいがく・たんだい・せんもんがっこうにいくこともできます。そして、そつぎょうごは、しごとをみつけて、ざいりゅうしかくをかえてください。



あなたの「ゆめ」はなんですか？ フローチャートで、かながえてみましょう。わからないことがあったら、【かながわけんぎょうせいしよしかいこくさいぶ5かこくごむりょうでんわそうだん】にでんわしてください。

TEL:045-227-5560 月・水・金 13:30-16:30

Visa (resident status) flowchart for non-Japanese children

START

What is your visa (resident status)?

- PR: Permanent Resident(Eijusha) (永住者)
- Spouse/Child of Japanese (Nihonjin-no-haigushtatou) (日本人の配偶者等)
- Long-term resident (Teijusha) (定住者)
- Spouse/Child of PR (Eijusha-no-haigushtatou) (永住者の配偶者等)

You can engage in any type of work (no restriction on working activities*)

「Dependent (Kazoku-Taizai)」 (家族滞在)
(Dependent children whose parent is on activity-based visa)
e.g. a company employee/director, cook, teacher/professor, engineer

Points to note on PR application (永住申請)

Am I eligible to apply for PR?

- My father/mother has been continuously staying in Japan for 10 years or longer
- We are granted "3-year/5-year visa/period of stay" (as shown in the residence cards)
- We follow the laws of Japan
- We pay taxes in time (resident taxes, etc.)
- Social insurance (pension and health insurance) has been paid in time (without delay) for the past 2 years
(It takes about 1 year to receive a PR application result. Applicants with dependent visa need to be careful for overwork and follow the work hours permitted by the immigration office)

Are you eligible to apply for PR (永住者)? (applying PR with parent(s))

Yes

You can change your visa (to work fulltime) if you graduate from a **Japanese high school**.

- ① Graduate from primary- school (shogakko), middle-school (chugakko), and high school (koko/koutougakko)

You can change your visa from "Dependent" (Kazoku Taizai) (家族滞在) to "Long-Term Resident" (Teijusha) (定住者) if you find a fulltime job with work contract
You can engage in any kind of work
You can work more than 28 hours per week by changing your visa to "Long-Term Resident"



Conditions:
-You came to Japan **before the age of 18** and **finish Japanese high school**

(Evening high school/ correspondence-course high school is included)

- ② Graduate from middle school (chugakko) and high school (koko/koutougakko)
- ③ Graduate from high school (koko/koutougakko)

You can change your visa from "Dependent" (Kazoku Taizai) (家族滞在) to "Designated Activities" (Tokutei Katsudo) (特定活動) if you find a fulltime job with work contract
***You need your parent to be your guarantor.**
You can engage in any kind of work. * (some exceptions apply)
You can work more than 28 hours per week by changing your visa to "Designated Activities"

- ④ Enrolled in Japanese high school in the middle of school year

if you are enrolled in Japanese high school in the middle of school year, you have to pass **Japanese proficiency (N2)**, and find a fulltime job with work contract

No

Work

What to do after finishing high school? (Graduating from Japanese high school)

With **Dependent visa** you can work up to 28 hours per week if you obtain a permission to work part-time from the immigration office (official name: Application for permission to engage in activity other than that permitted under the status of residence previously granted/Shikakugai-katsudokyoka in Japanese) (資格外活動許可)

Study

University/College/ Professional Training College (Senmon Gakko)/ Specialized Training College (Senshu Gakko)

You can study with your "Dependent" visa

Study

Becoming a resident of Japan at the age of 18 or older, or dropout of high school

Resident status remains the same as "Dependent (家族滞在)", or "Specified Skill (特定技能)"

More options available if you graduate from high school



Do I need to change my visa if:
- My parents are returning home (to their home country)
- I need to apply for a scholarship

No

Continue studying with "Dependent" visa

To work after graduating from university/junior college/vocational school:
If you came to Japan **before the age of 18** and graduated from a **Japanese high school**
⇒ You may obtain a resident status of 「Long-term Resident (定住者)」・「Designated Activities (特定活動)」

Yes

Change visa to "Student" (留学)

Graduate from University/College/ Professional Training College (Senmon Gakko)/ Specialized Training College (Senshu Gakko)
Now I want to start "**Working**"
You need to confirm the visa(resident status) applicable to you. Resident status varies depending on the work you engage

Some professions **DO NOT** apply any of the activity-based resident status of Japan:
e.g. cook, pastry chef, hairdresser, barber, makeup artist, daycare teacher, pet groomer, acupuncturist, massage therapist, dental technician etc.

Company director/Startup
→ "**Business Manager**" (経営・管理)
You need **capital fund and management skill**

Certified care worker (KaigoFukushishi)
→ "**Nursing Care**" (Kaigo) (介護)
You need to **pass the national exam**

To work in industries facing shortage of skilled workers
→ "**Specified Skilled Worker**" (Tokutei Gino) (特定技能)
(Construction, manufacturing, restaurant, accommodation/hospitality, nursing care industries) You need to pass the following:
① Skills exam ② Japanese language test (Japan Foundation Test for Basic Japanese or Japanese Language Proficiency Test N4 or higher)
***Important note: "Specified Skilled Worker-(i)" visa is issued on an annual basis and up to 5 years**

System engineer, accounting, translator/interpreter, trading
→ "**Engineer/Specialist in Humanities/International Services**" (技術・人文知識・国際業務)
For those who graduated from university/college/professional training college with expertise/skills

Skills exam → "**Specified Skilled Worker**" (Tokutei Gino-2) (特定技能2号)

Lawyers, Certified Public Accountants, etc.
Activities to engage in legal or accounting business which require a license to practice in Japan → "**Legal/Accounting Services**" (法律・会計)
You need to **pass the national exam**

Physician, dentist or registered nurse, etc.
Activities to engage in medical treatment services which requires a license to practice in Japan → "**Medical Services**" (医療)
You need to **pass the national exam**

Work that requires Japanese language proficiency
→ "**Designated Activities**" (item-46) (特定活動46号)
For those who graduated from **Japanese university/graduate school/college/technical college/some vocational school** and passed **Japanese-language proficiency test N1**
To engage in a job that requires Japanese proficiency (Japanese skill required for the job) with work duties relating to what you have studied at school.
e.g. Restaurant, hotel, taxi driver, factory work

Attention! Children with “Dependent” (家族滞在) resident status : Things you should know about resident status



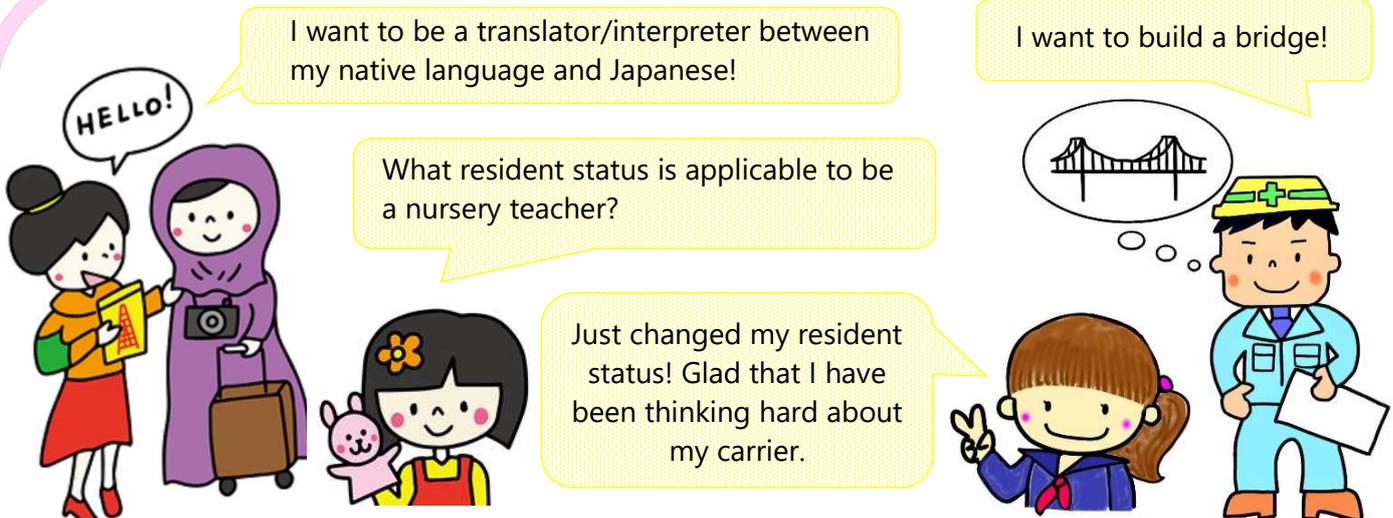
Every foreigner needs a “resident status (在留資格)” to live in Japan, and the resident status determines activities the holder is allowed to do in Japan. If you are with “Dependent (家族滞在)” resident status, you can receive education at school as dependent of your parents while you, in principle, cannot work fulltime. You can work up to 28 hours per week if you obtain a permission to work parttime (資格外活動許可) at the immigration office. You may face problems with this work-hour restriction in the future.

Changes in immigration rules for “Dependent” (家族滞在) children who are long-time residents of Japan

If you came to Japan before the age of 18 and graduated from Japanese schools, you can change your resident status (from “Dependent”) to “Long-term Resident (定住者)” or “Designated Activities (特定活動)”; resident statuses with no restrictions on working hours and activities.

You can work fulltime (more than 28 hours per week).

You can continue studying at university/college/vocational school (大学・短大・専門学校) with “Dependent (家族滞在)” resident status. After graduating from university/college/vocational school, you need to find a job which you can make use of your expertise/knowledge you studied at school and change your resident status applicable to the job description.



What are your dreams? Use the flowchart to think about your carrier and resident status to make your dreams come true! If you have any questions, call 【free telephone counseling in 5 languages run by Kanagawa Administrative Lawyers Association, International Affairs Div.】

外国籍孩子高中毕业后的“在留资格与就学/就劳”申请流程

起点

您的在留资格是什么？

- 永住者
- 日本人配偶等
- 定住者
- 永住者配偶等

以现有的在留资格您可以上学，工作。
职务内容也可以自由选择

如果不是永住者，请确认一下您能申请永住的时期

“家族滞在”
(父母为公司职员，厨师，
经营者等就劳在留资格)

“申请永住的要点”

- ※请确认一下能不能和家族一起申请
- 父亲或母亲持续在日本居留10年以上
- 同时申请永住时，申请人在留期间要求“3年”或“5年”
- 品行优良条件（在留状况，违法等）
- 全家人的收入额，纳税，社会保险（年金，健康保险2年份）支付情况（审查时间较长有一年左右，尽量早点准备）

以您的条件有希望申请“永住”吗？

是

不是

打工

高中毕业后，
想做什么？

“家族滞在”的人，
即使有了“资格外活
动许可”一周内只允
许工作28小时之内

在日本高中毕业之后，
变更在留资格



到18岁之前来日本，
并且在日本高中毕业
(包括夜校，定时制，
通信制学校)

小学·中学·高中
毕业

高中毕业，并找到就单位，就有可能把在留资格更更为“定住者”
职务内容自由，还可以做一周超过28小时的工作

中学·高中毕业

从高中开始上学，
并毕业

高中毕业，并找到就单位，就有可能把在留资格更更为“特定活动”
必须由父母做身元保证人
职务内容自由（娱乐营业之外），还可以做一周超过28小时的工作

从海外高中转学到
日本高中，并毕业

高中毕业，并找到就单位，通过日语能力
考试（N2）等，就有可能把在留资格更更为“特定活动”

升学

升学（大学，短大，专门学校）

以“家族滞在”的在留
资格可以继续上学

升学

过了18岁到日本来或高中辍学等

维持“家族滞在”签证或
转“特定技能”等
选择符合自己的学历，
年龄等条件的在留资格

高中毕业
是很重要的事！



有必要变更在留资格吗？
如：父母回国
如：孩子想申请奖学金

没有

以“家族滞在”的在留资格
继续上学。

毕业于日本的大学，短大，专门学校等后参加工作时：
如果您在18岁之前到日本来，并在日本高中毕业了
⇒ 可以变成“定住者”·“特定活动”

有

在留资格变更为
“留学”

毕业 → “就职”
根据工作内容，有不同的
在留资格

有些专业职业，没有其对应的在留资格
如：烹饪（厨师，制作糕点，面包）
美容（美容师，理发师，化妆师等）
保育师，动物关联，动物美容师
医疗（针灸，按摩师，牙科技师）

创业 → “经营·管理”
具备 资本金，经营能力等

介护福祉士 → “介护”
需要资格

从事于劳动力不足的特定产业领域的行业工作
→ “特定技能1号”（总共5年）
(建筑业，制造业，餐饮业，食品制造，住宿业，介护等)
要通过“特定技能1号评价考试”和“日语能力考试（N4）”
没有学历要求，18岁以上

口译，翻译，会计，贸易，设计，工程师，系统工程师等
→ “技术·人文知识·国际业务”
要求较高的学问，专业知识的在留资格 需要学历，工作经历

要求工作经历以及特定技能2号评价考试合格
→ “特定技能2号”（没有期限限制）

律师·司法书士，土地房屋调查士，外国法律事务律师，公认会计士，
外国公认会计士，税理士，社会劳务士，专利律师，海事代理，
行政书士 → “法律·会计” 需要资格

从事要求日语能力的工作 → “特定活动46号”
毕业于日本的大学，大学院，短大，高等专门学校，一部分专门
学校，并通过日语能力考试（N1）等。
从事使用日语并能发挥在大学等所学知识的工作。
如：餐饮业，住宿业的客户服务，制造业，工厂流水线作业，
店铺的客户销售，出租车司机等。

医生，牙科医生，药剂师，保健师，助产士，护士，准护士，
牙科卫生士，诊疗放射线技师，物理治疗师，作业治疗师，
视力训练师，临床工学技师，假肢矫形师 → “医疗” 需要资格

持有“家族滞在”在留资格的孩子们 关注一下好消息!



一个外国人想在日本生活，必须拥有一种日本的“在留资格”。

每一种在留资格都有规定其活动内容。

如果你的在留资格是“家族滞在”，你可以受父母抚养之下上学，在学校接受教育。可是，这个“家族滞在”的在留资格原则上是不能工作的。如果想打工需要申请“资格外活动许可”，每周只允许打28小时的工。

不过一直以家族滞身的身份生活下去，会对将来有很多忧虑和麻烦的。

对长期住在日本的“家族滞在”的孩子们，入管局有了新的规定!

到18岁之前来日本，在日本高中毕业之后找到了就职单位，就能把在留资格变更为“定住者”或“特定活动”。

拿到“定住者”或“特定活动”在留资格，就不受工作时间和工作内容的限制。

一周可以做超过28小时的工作。

还有，以“家族滞在”的在留资格可以继续上大学，短期大学，专门学校等。

毕业之后找到与所学的专业知识，技术相关的工作，能把在留资格变更为符合工作内容（活动）的在留资格。



我想当翻译或导游!

有当保育园老师的在留资格吗?

我改了自己的在留资格了
很高兴知道这个新制度，
能提早考虑自己的将来。

想做建桥的工作!



你的“梦想”是什么? 请用“申请流程”再三考虑一下你的在留资格吧!

如有不明白的，请打“神奈川县行政书士会国际部 五国语免费电话咨询”电话

☎ 045-227-5560 星期一，星期三，星期五(中文) 13:30-16:30

